

改 正 後	改 正 前
(別紙２－１　くろまぐろ（小型魚））＊ 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1)　都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準 　　<u>漁獲可能量から(3)の管理年度開始前に定める国の留保を除いた数量を、令和３管理年度から令和５管理年度までの管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いて配分することを基本とする。</u> 　　ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和６管理年度の大管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（４に基づき行う過去の超過分の差引きや、同一の大管理許可漁業又は都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて令和６管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。 (2)　（略） (3)　<u>管理年度開始前に定める国の留保</u> 　　<u>各管理年度の開始前に定める国の留保は、以下の数量を考慮して定めるものとする。</u> 　　①　<u>漁獲可能量の超過リスクに対応するために国が保持する数量</u> 　　②　<u>ＷＣＰＦＣでの合意に基づく漁獲可能量の変更に</u> <u>するために国が保持する数量</u> ２・３　（略） ４　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について (1)　前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能	(別紙２－１　くろまぐろ（小型魚））＊ 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1)　都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準 　　令和３管理年度から令和５管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）<u>を用いる</u>ことを基本として配分するものとする。 　　ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和６管理年度の大管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（４に基づき行う過去の超過分の差引きや、同一の大管理許可漁業又は都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて令和６管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。 (2)　（略） 　（新設） ２・３　（略） ４　都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について 　前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量

量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

(2) (1)に基づき差し引いた数量は当該管理年度の国の留保に繰り入れるものとする。

5 国の留保からの配分について

(1) WCPFCでの合意に基づき管理年度中に漁獲可能量を変更した際には、1(3)②に係る留保から当該変更に対応した数量を除いた数量を、速やかに各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

(2) 前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

(3) 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分に係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

(4) (1)から(3)までに定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第3項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第10項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第3項の規定に基づき、規則第19条第6項において準用する規則第16条第10項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

。(新設)

5 国の留保からの配分について
(新設)

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

(新設)

(新設)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1)・(2) (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

#

第9 (略)

#

(1)・(2) (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

第9 (略)